総会議事録

- 1. 開催日時 平成27年11月11日(水) 午前9時30分
- 2. 開催場所 瀬戸内市役所 二階大会議室
- 3. 農業委員 27名中25名出席し、その氏名は次のとおり

1番 國 岡 道 夫 2番 太 田 修 3番 松 本 英 樹 4番 尾 上 昭 則 5番 小 西 勝 正 6番 髙 原 敏 正 7番 大 河 原 誠 8番 大 森 一 廣 9番 片 岡 一 矢 11番 宇津木 利 正 12番 太 田 一 己 10番 木 下 泉 13番 川野実重 14番 河 﨑 繁 15番 雪上 勳 16番 17番 髙 原 峯 夫 18番 大森茂利 古 澤 直 通 19番 藤 澤 美 芳 20番 長 船 裕 一 21番 永 守 修 一 上 村 善 亮 24番 石 黒 五月 25番 大 内 美智子 23番 27番 石 原 芳 高

欠席委員

22番 久 山 英 之 26番 原 野 健 一

4. 議事に参与した者

 事務局長
 日並
 洋一郎

 事務局
 河原
 克仁

 事務局
 心光
 浩太

5. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用 権設定・利用権移転)

その他

事務局 開会を宣言する(午前9時30分)

定刻になりましたのでただ今から平成27年度瀬戸内市農業委員会、 第8回の総会を始めさせていただきます。

まずはじめに木下会長よりごあいさつを申し上げます。

議長(会長) おはようございます。平成27年度第8回目の農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、多くのご出席をいただきました。稲作農家の皆さんには大変なご苦労がかかっているようです。水分が非常に多いようでまだ刈り取りの半ばまで済んでいないような情報も入っております。そのようなお忙しい中皆様にご出席いただきましてありがとうございます。それでは本日も数件上がっておりますので適正な審査をよろしくお願いします。

事務局長 ただいま出席委員数は定数27名のうち25名ということで、瀬戸内 市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立しているこ とをご報告いたします。なお、22番・久山委員、26番・原野委員 からは欠席の届出が出ていることを申し添えます。以降の議事の進行 につきましては木下会長よろしくお願いします。

議 長 それでは本日の議事録署名委員さんを指名させて頂きます。本日の署 名委員さんに1番・國岡委員さん、2番・太田委員さん、よろしくお 願致します。

それでは、早速議題の方に入らせて頂きます。

最初に、報告事項 農地法許可に係る専決処分について、事務局から 説明をお願いします。

事 務 局 それでは本日の議案の説明に入らせて頂きます。座って説明させて頂きます。

1 頁目の農地転用許可に係る専決処分についてです。平成27年度瀬戸内市農業委員会第7回総会で農地転用許可相当と議決されました■

■■外2件について、岡山県農業会議に諮問いたしましたところ、平成27年10月28日付けで許可が適当であるとの意見答申がありましたので、農業委員会会長専決規程第2条第1号の規定により、許可の決定及び指令書の交付を専決処分致しましたので、ご報告したものでございます。

以上で事務局より報告事項の説明を終わります。

議 長 はい、ありがとうございました。ただ今の報告事項につきまして何か ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。 (意見なし)

議 長 それでは、ご意見がないようですので、この件につきましては、以上 報告承認とさせて頂きます。 それでは続きまして第1号議案、農地法第3条許可申請について、事 務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案資料1頁目下段をご覧ください。農地法第3条許可申請 についてでございます。それでは1番案件です。

【1番案件】

譲受人「■■■番地 ■■■ ■歳 ■■」。譲渡人「■■■ 番地 ■■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■」。登記、 現況地目はいずれも「畑」。面積は1,004㎡。譲受人の農地までの距 離は32,000m。耕作面積は4,289㎡。家族数及び耕作者数は2名。取得 の理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるも の。なお所有権移転で10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て 適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に 従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率 的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地 区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが畑として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に畑として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

【2番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「■■■■ 番地 ■■ ■歳 ■■■」。農地の所在地「■■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は914㎡。「邑久町豆田 5 4 2 − 1」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は305㎡。譲受人の農地までの距離は600m。耕作面積は8,797㎡。家族数は2名で耕作者数

は2名。譲受人の取得理由は「増反」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て 適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に 従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率 的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

【3番案件】

譲受人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■■」。譲渡人「■■■■番地 ■■■ ■歳 ■■」。農地の所在地「■■■」。登記、現況地目はいずれも「田」。面積は125㎡。譲受人の農地までの距離は600m。耕作面積は337,791㎡。家族数は7名で耕作者数は4名。譲受人の取得理由は「贈与」によるもの。譲渡理由は「相手方の要望」によるもの。なお所有権移転するもので10aあたり■■となっております。

第2項第1号について、譲受人の「■■■」さんは、経営農地を全て 適切に耕作、管理するに十分な機械の能力を保有しており、農作業に 従事する家族の状況等から、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率 的に利用できるものと見込まれます。

第2項第2号について、譲受人は法人でありますが農業生産法人の要件を満たしているので問題はありません。

第2項第3号について、信託ではないので適用はありません。

第2項第4号について、譲受人は農作業を行なう必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第2項第5号について、譲受人が耕作の事業に供すべき農地は当該地区の下限面積を越えております。

第2項第6号について、許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たりません。

第2項第7号について、申請地はこれまで譲渡人「■■■」さんが田として耕作しており、譲受人の「■■■」さんは譲受後も同様に田として耕作を行なうことから、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお、事務局と担当委員の■■委員さんとで現地調査を行ない、周辺の農地の利用状況等を確認済です。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当していないため、 許可要件の全てを満たしていると考えます。

事務局からの説明は以上です。

- 議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。続きま して、担当委員さんのご意見を伺いたいと思います。まず1番案件の 担当委員さん■番・■■委員さんお願いします。
- 番 委 員 ■番・■■です。■■さんの奥さんと■■さんは従兄弟同士という関係で、譲渡人の■■さんと■■さんの奥さんで売買の話がありました。■■さんの父親の先代の折にもずっと小作をお願いしている■■の■■さんという方がおり、初っぱなは■■さんにお願いしたんですが高齢のため難しいということで■■さんと折り合いがついたということです。特に問題はありませんのでよろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。続きまして2,3番案件の担当委員さん ■番・■■委員さんお願いします。
- ■番季員 ■番・■■です。2番については、■■さんが田んぼを増やしたいということで■■さんに言いましたら、「よろしい」ということで増反に至ったということでございます。それから3番の■■の■■さんは■■でございますが、ここで田んぼをどんどんどんどん増やして、今では村一番ぐらいの田んぼを持つほどになっております。引き続いて稲を作るということですのでよろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは担当委員さんのご意見終わりました。何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。 (意見なし)
- 議 長 ご意見ないようですので、採決に入らせていただきます。 ただ今の第1号議案農地法第3条許可申請について、許可に賛成の

方、挙手願います。

(賛成者举手)

- 議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定させて頂きます。 それでは、続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、 事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 それでは第2号議案、農地法第5条許可申請についてご説明いたします。2ページをご覧ください。1番案件と2番案件が同一案件ですのでまとめて説明します。

【1,2番案件】

1番案件に参ります。借人「■■■番地 ■■■」。貸人「■■■番■ ■■ ■■」。土地の所在地は「■■■■」。地目は「畑」。面積は202㎡。譲受人「■■■番地 ■■ ■■」。譲渡人「■■■番■ ■■」。土地の所在地は「■■■」。地目は「畑」。面積は134㎡。転用目的は「一般住宅」、施設の概要は「住居 1棟 124.21㎡」です。建坪率は36.96%です。農地区分は第2種農地で10aあたりの収量は■■となっております。資金については、自己資金が■■円、借入金が■■円です。隣地の被害はありません。なお、使用貸借権設定するもので10aあたり■■となっております。2番案件につきましては所有権移転するものであり10aあたり■■となっております。いずれも農用地区域外農地です。また、場所につきましては資料5ページを御覧ください。■■■から■■へ約■■mのところに位置しております。

【3番案件】

【4番案件】

それでは4番案件に参ります。借人「邑久町福谷3576番地2 株式会社香福 代表取締役 久本敏孝」。土地の所在地は「■■■ 。 地目は「田」。面積は180㎡。転用目的は「露天駐車場」。施設の概要は「駐車場 180.00㎡」。農地区分は第2種農地で、10aあた

りの収量は■■となっております。資金については、自己資金■■円です。隣地の被害はありません。なお賃貸借権設定するもので、10aあたり■■円となっております。なお転用農地は農用地区域外農地です。場所につきましては資料7ページをご覧下さい。■■■■から■■へ約■■mのところに位置しております。

- 議 長 はい、それでは続きまして、担当委員さんのご意見をお願いしたいと 思います。まず1,2番案件の担当委員さん、■番・■■委員さん、お 願いいたします。
- ■番委員 ■番、■■です。それでは1,2番案件について説明いたします。まず1番案件の借人と貸人は親子でありまして、息子さんが親父さんの土地に家を建てるということでございます。それから2番案件は、1番案件の間口がちょっと狭いので、隣の■■さんの土地を譲り受けてもらうということです。何も問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
- 議 長 はい、それでは続きまして、3番案件の担当委員さん、12番・太田委員さん、お願いいたします。
- 番 委 員 ■番、■■です。それでは3番案件について説明いたします。本件に つきましては、申請人、■■■さんの自宅を建設するため、義理のお ばあさんである■■さん所有の畑102㎡を無償で貸して、というこ とでございます。住宅の建設にあたりましては、隣地の方の承認はも ちろん、排水の関係についても近隣からオッケーをとっております。 よろしくお願いします。
- 議 長 はい、ありがとうございました。それでは続きまして、4番案件の担 当委員さん、■番・■■委員さん、お願いいたします。
- ■番委員 ■番、■■です。それでは4番案件について説明いたします。貸人と 今回の申請者の代表は親子でありまして、株式会社香福というのは地域になくてはならない小規模の多機能の介護施設です。地区としましても色々な催しであるとか、秋祭り等々でかなり地域の貢献度は高いというところです。送迎等で駐車場が現状ちょっと、その地区に三カ所展開しているんですが、どうしても駐車場に不備があるということで、今回こういう形になりました。問題ありませんのでよろしくお願いいたします。
- 議 長 ありがとうございました。ただいまの第2号議案につきまして皆さん のご意見をお願いしたいと思います。何かご意見、ご質問ありました らお願いいたします。

(意見なし)

議 長 はい、ご意見ないようですので、採決に入らせて頂きます。 第2号議案、農地法第5条許可申請について、1から4番まで許可に賛 成の方は挙手をお願いします。

(賛成者举手)

はい、全員賛成ということで、許可を決定いたします。続きまして第3号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定、利用権移転)ということで、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計 画についてご説明いたします。資料3ページをご覧ください。

> 【第3号議案農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画を議 案書をもとに朗読】

議 長 はい、ただ今の第3号議案につきまして何かご意見、ご質問がござい ましたらお願いいたします。

(意見なし)

議 長 ご意見ないようですので、第3号議案につきましては、以上、報告承 認とさせて頂きます。

> それでは最後のその他の項目に入らせて頂きます。事務局の方お願い します。

- 事務局 次回の農業委員会の総会のご案内をさせて頂きます。次回は、12月 11日金曜日の午前9時30分から、瀬戸内市役2階の大会議室にて開催の 予定といたしております。また、今後の予定を申し上げますと、1月 15日金曜日に開催予定です。事務局からは以上です。
- 議 長 それではご意見もないようですので、これをもちまして、平成27年度 第8回総会を閉会とさせて頂きます。

ありがとうございました。

(午前9時53分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

平成27年11月11日

議 長

署名委員

署名委員